

関係各位

2021年7月12日

経営支援NPOクラブ事務局長

緊急事態宣言下のNPOクラブ事務所(神田)運営等について

東京都に4回目の緊急事態宣言(8月22日まで適用)が発令されました。感染者が拡大する中、この期間中には東京五輪も無観客開催とは言え人の流れは増加するものと思われます。この状況下高齢者組織としては今後共、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛し感染防止を第一義としつつ、事務所の運営については、当面週5日OPENを継続するが、感染者数が急増するなどの事態が更に悪化する場合は、事務所閉鎖も再検討することもあり得る事等、持ち回りの企画委員会で決定致しましたので、ご連絡致します。

1. NPOクラブ事務所：週5日OPENとする。

開所時間はラッシュアワーを避け、  
10時30分～16時00分とする。

- ・ 高齢者の組織であり、交通機関での感染リスクも高いところから、事務所での打合せはなしとする。
- ・ 万やむをえない事情により事務所を利用する場合も個人単位とし、事前申請の厳守をお願い致します。届出なき場合は入所ご遠慮願うこともありうべく宜しくご了解ください。

2. 大人数会議：理事会、業務推進委員会、各グループ定例会、研究会等については全てWeb会議とする。

3. 内外少人数会議：Web会議を原則としますが、例外的に外部とリアルでの会議・企業訪問等が必要な場合は、企画委員会へのコロナ対策申請書提出をお願い致します。

4. 外部との折衝：極力リアル接触を避け、電話・Web等での折衝をお願い致します。

以上